

令和 3 年 1 月 9 日
経済商工観光部

せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン及び 仙台・宮城すずめのお宿キャンペーンの一時停止の延長について

国の Go To トラベル事業の全国的な一時停止について、1 月 7 日（木）に一時停止期間の延長が発表されたことを受け、同様に実施していた、本キャンペーンの取扱いについて、以下の措置を講じることとしました。

1 新規・既存予約の取扱い

令和 2 年 1 2 月 2 8 日（月）から令和 3 年 1 月 1 1 日（月）まで実施していた本キャンペーンの一時停止期間について、1 月 1 2 日（火）から、令和 3 年 1 月 3 1（日）チェックアウト分まで、本事業を利用した宿泊についても、本事業の適用を引き続き一時停止とします。

・一時停止期間

変更前 令和 2 年 1 2 月 2 8 日（月）～令和 3 年 1 月 1 1 日（月）

変更後 令和 2 年 1 2 月 2 8 日（月）～令和 3 年 1 月 3 1 日（日）チェックアウト

2 キャンセルの取扱い

既に予約済みの本事業を利用した旅行について、1 月 1 7 日（日）までの間無料でキャンセル可能とします。（利用者のキャンセル料負担はなし）

【キャンセル料の負担】

国の Go To トラベル事業に参加していない宿泊事業者（プラン）にあつて、上記の措置により既存予約のキャンセルを受けた参加事業者に対して、1 人泊当たり旅行代金の 5 0 %（上限 5, 0 0 0 円／人泊^{※2}）に相当する額を、本事業の予算で負担します。

※1 1 月 1 2 日（火）から 1 月 3 1 日（日）の期間中の宿泊に係る予約であつて、1 月 9 日（土）午後 1 2 時までに予約されていたものに限る。

※2 1 旅行連泊の場合、1 人当たり合計 1 万円を上限とする

※3 Go To トラベル事業に参加している宿泊事業者（プラン）にあつては、国から負担されることとなりますので県では負担しません。

12/28(月)0 時

1/11(月)24 時

1/31(日)
チェックアウト



新規・既存予約について
事業の適用を一時停止

一時停止期間を延長